当公社の有料道路をご利用の皆様へ

愛知県道路公社

有料道路における障害者割引制度の見直しについて
～親権者等のETCカードの登録を可能とする年齢範囲を変更します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

ETC無線通行による本割引の適用に当たっては、本人名義のETCカードを事前登録することを要件としておりますが、未成年で重度の障害をお持ちの方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードの登録が可能となっています。

他方、令和４年４月施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が18歳に引き下げられたものの、依然として、クレジットカード会社の発行要件により、成年年齢に達していても高校生であることを理由に、ETCカードが発行されないという状況が多くみられるところです。

このような状況を踏まえ、親権者その他の法定代理人等名義のETCカードの登録を可能とする年齢範囲の変更を行います。

１　変更日　令和８年４月１日（水）
※令和８年４月１日（水）以降に申請するものが対象となります。

２　変更概要（詳細は別紙のとおり）
- ETC無線通行により本割引の適用を受けようとする場合、障害者本人名義以外のETCカードの登録を可能とする範囲を対象障害者が18歳未満の場合から20歳未満の場合に変更します。
- 本変更後に本人以外で登録可能な名義は、親権者若しくは親権者に準ずる方（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれらのいずれかに該当していた方を含む。）又は未成年後見人（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれに該当していた方を含む。）、成年後見人、保佐人若しくは補助人とします。

３　注意事項
- 本措置の適用対象は、従前と同様に、重度の障害をお持ちの方であり、本人以外の運転により割引適用を受け、かつ、本人運転による割引適用を受けない場合に限ります。
- 本人以外の名義のETCカードを利用する場合で、手帳に記載されている割引有効期限が当該障害者の方の20歳に達する誕生日を超えて設定されている場合は、20歳に達する誕生日までがETC割引有効期限となります。
- この場合で、20歳に達する誕生日後も引き続きETCでの本割引の適用を受けようとする場合は、本人名義のETCカードに切り替えの上、再度ETC利用申請を行っていただく必要があります。

【お問い合わせ先】
愛知県道路公社　事業課 TEL.052-961-1622（12/29～1/3を除く平日9:00～17:00）

有料道路における障害者割引制度の変更内容について（ETCカードの取扱い）

背景

○ 有料道路における障害者割引制度において、ETC無線通行による本割引の適用に当たっては本人名義のETCカードを事前登録することを要件としているが、未成年の重度の障害者で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、本人以外名義のETCカードの登録も認めているところ。

○ 一方、令和4年4月施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が18歳に引き下げられたものの、実態として、成年年齢に達している場合であっても、クレジットカード会社の発行要件によっては高校生に対してクレジットカード（ETC）が発行されない事例が依然として一定数存在するものと認識。

○ 上記により、成年となった高校生の障害者において、ETC利用登録ができないという課題がある。

制度変更の概要

○ ETC無線通行により本措置の適用を受けようとする場合、対象障害者が**20歳未満の時**は、障害者本人名義以外のETCカードの登録を可能とする。

○ 障害者本人以外で登録可能なETCカードの名義は、上記に伴い、下記のとおりとする。

○ 本人名義以外のETCカードを登録し、20歳に達する誕生日後も引き続きETCでの割引適用を受けようとする場合は、障害者本人名義のETCカードに切り替えの上、再度ＥＴＣ利用申請を行う必要がある。

※申請手続き自体は変更なし。

登録可能なETCカードの名義人とその範囲

現運用（2026.3までの申請）

未成年の重度の障害者の方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、**親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）**名義のETCカードも対象となる。

新運用（2026.4以降の申請）

20歳未満の重度の障害者の方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、**親権者その他の法定代理人等**名義のETCカードも対象となる。

	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳
現運用（～2026.3）	本人 or 親権者又は法定後見人名義 のカード		本人名義 のカード			
新運用（2026.4～）	本人 or 親権者その他の法定代理人等名義 のカード				本人名義 のカード	

対象となる法定代理人等の詳細

【①親権者等】
障害者ご本人の親権者又は親権者に準ずる方（成年に達した障害者ご本人の父母、監護者、児童福祉法に定める里親等）をいう。（**障害者ご本人が成年に達する誕生日の前日にこれらのいずれかに該当していた方**を含む。）

【②その他（後見人等）】
家庭裁判所が選任した未成年後見人（**障害者ご本人が成年に達する誕生日の前日にこれに該当していた方**を含む。）、**成年後見人、保佐人又は補助人**をいう。

注意点

今回の変更により新たに対象となる法定代理人等の名義人（上記「対象となる法定代理人等の詳細」中赤字記載の方）についても、従前と同様に、障害者本人との関係を証明書類により確認が必要。（申請手続きに変更なし）